

事務連絡  
令和5年6月21日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課地域交通室長

貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の  
貸渡し（レンタカー）の貸渡料金の届出について

レンタカーの貸渡料金の届出については、道路運送法施行規則第52条第2項及び通達「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取り扱いについて」（平成7年6月13日付け自旅第138号。以下「基本通達」という。）において、許可申請時及び貸渡料金の変更時に届け出ることとしているところであるが、今般、貸渡料金の届出について下記のとおり取り扱うこととしたため、遺漏なきよう取り扱われたい。

記

1. 貸渡料金は、貸渡自動車の車種（クラス）及び貸渡期間（時間）ごとに基本料金（当該車種（クラス）・貸渡期間（時間）の組み合わせに応じて通常適用される貸渡料金をいう。以下同じ。）を確定額で届け出ることとする。
2. 基本料金を下回る料金（割引料金）での貸し出しを行う場合、各事業者の自助努力による割引であり別途の届出は要しないが、基本料金を超える料金（割増料金）を収受する場合は、割増料金について別途の届出を要する。
3. 割増料金については、確定額のほか上限額を届け出ることとする<sup>(※)</sup>。
4. 貸渡料金は、基本通達2.（8）に基づき、利用時点における貸渡料金について確定額をもって借受人に明示しなければならない。

※上限額の届出については、実際に貸渡料金の上限額として想定している額を超えた額を届け出るなど、貸渡しの実態を踏まえて貸渡料金の届出が実質的に履践されていないと認められる場合、届出額の変更を促すなど適切に指導されたい。

(届出の例)

①基本料金及び上限額の届出

(例) 乗用車Cクラス 1日

基本料金：8,000円 上限額：12,000円

通常期は基本料金、繁忙期、休日などは上限額の範囲内で設定

閑散期は、基本料金を下回る金額で設定

②基本料金及び上限額（比率で表す場合）の届出

(例) 乗用車Sクラス 1日

基本料金：12,000円 上限額：基本料金の150%

①に同じ

## レンタカーの貸渡料金の届出に係るQ&A

Q 1. 基本料金を変更したときには、必ず料届出が必要ですか。

A 1. 必要です。

Q 2. 当社はレンタカーの基本料金を変更しました。変更後に実際のお客様に適用する料金は先に運輸支局に届け出た料金の上限額の範囲内に収まっています（基本料金ではない）。このような場合も届出は必要となりますか？

A 2. 必要です。

Q 3. 基本料金の変更はせずに、上限額のみを新たに設定する場合、または上限額だけを変更しようとする場合も料金の届出手続きは必要となるのでしょうか。

A 3. 必要です。

Q 4. 「割増料金については、確定額のほか上限額を届け出ることも可能とする」とされていますが、上限額を設定しようとする場合、設定できる上限はどの程度まで可能でしょうか。例示されている「150%」を超える設定・届出は可能でしょうか。

A 4. 可能です。150%はあくまでも例示に過ぎず、届出の上限額を示したものではありません。ただし、届出る上限料金の設定は、実際に貸渡料金の上限額として想定している額としてください。

Q 5. 繁忙期の料金割増や閑散期の料金割引などのほか、平日割引や深夜割増など、利用日や時間帯による料金を柔軟かつ試行的に実施しようとしています。このような場合においても、基本料金や上限額の設定条件が変わらないのであれば、料届出は必要ないと考えて良いですか。

A 5. 基本料金及び上限額に変更がない場合は不要です。

Q 6. 繁忙期や閑散期などの期間を変更しようとする場合、改めて届出は必要ですか。ゴールデンウィークなどはその年ごとに期間や範囲が異なりますが、それらが変わることの届出は必要ですか。

A 6. 基本料金及び上限額に変更が無ければ届出は不要です。繁忙期や閑散期の料金適用日を予めホームページや予約のページ等でお知らせするなど、利用時点における確定額を借受人に明示してください。

Q7. 通常のレンタカーとレンタカー型カーシェアリングで基本料金や上限額が異なる場合の届出は必要ですか。

A7. 必要です。それぞれの設定料金を届け出てください。